

平成30年 春の全国交通安全運動

運動期間 4月6日(金)～4月15日(日)、交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(火)

実施要綱

運動の目的

県民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、相手の立場に立った「優しさ」と「思いやり」のある運転や行動を促進し、交通事故防止の徹底を図る。

運動重点

- ① 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ② 自転車の安全利用の推進
- ③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④ 飲酒運転の根絶

スローガン

年間スローガン 暗くても 光るタスキが 身を守る
サブスローガン 譲り合い 心のゆとりで 安全運転

運動の基本、運動重点とそれぞれの立場で実施する事項

運動重点 ①

子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

【運転者は】

- 子供や高齢者を見かけたときは、急な飛び出しや不用意な横断など危険な行動をとる人がいることに注意し、子供や高齢者の安全を守る運転をする。
- 高齢者マークをつけた自動車に対しては幅寄せや割り込み等行わず、優しさと思いやりのある運転を心がける。
- 歩行者や自転車を早期に発見できるよう、早めにライトを点灯する(日没30分前の“ぴかっと”早めのライト点灯)。
- 対向車等に配慮しながらライトの上向きを実践し、歩行者や自転車の早期発見に努める。
- 通学路やスクールゾーン、公園の近くを通行するときは、子供を保護する意識を持ち、十分に速度を落とし、安全な速度で通行する。

【子供は】

- 道路を横断するときは左右の安全確認を行い、飛び出しや車の直前・直後の横断はしない。また、道路では遊ばない。
- 信号待ちをするときは、車道から離れた歩道の端など、より安全な場所で待つ。また、信号が青に変わっても直ぐに横断せず、周囲の安全を確認し、車の動きに注意しながら横断する。
- 自転車に乗るときはヘルメットを着用し、信号や一時停止などの交通ルールを守る。

【高齢者は】

★ 歩行中の注意事項

- 道路を横断するときは信号機や横断歩道のある場所を横断し、左右の安全を確認しながら横断する。特に、左側から来る車に注意する。
- 夕暮れ時や夜間は「車から見えにくい」ことを意識し、外出時は反射材や明るく目立つ色の服等を着用する。

★ 自転車乗用中の注意事項

- 自転車は「車両」であり、車両として交通ルールを遵守する必要があることを認識する。
- 信号や一時停止を厳守し、車道を通行するときは左側を通行する。
- 道路を横断するときは、信号機や自転車横断帯がある場所を横断する。また、必ず左右の安全確認を行い、斜め横断はしない。
- 夕暮れ時や夜間は「他の通行車両や歩行者から見えにくい」ことを意識し、早めにライトを点灯し反射材等を活用する。

★ 運転する場合の注意事項

- 適性検査や高齢者講習などで現在の運転技能を理解し、技能に応じた運転を心がけ、交通事故の原因者にならないよう注意する。
- 短い距離の運転でも、シートベルトは必ず着用する。～低速走行時にも、頭や胸を打ち死亡する事故が発生～
- 家族と話し合い、運転免許証の返納や、公共交通での移動手段も考慮する。

【保育所・幼稚園・学校等では】

- 保護者と子供に対する交通安全教室を実施する。～子供は四輪車同乗中の交通事故が多いので、チャイルドシート等は必ず使用するなど、保護者の交通安全意識の向上が必要～
- 年齢、学年に応じた交通安全指導を実施する。
- PTA等と協力して、通学路等における安全指導、保護誘導活動及び通学路の安全点検を実施する。

【家庭・地域では】

- 子供や高齢者が出掛けるときは、自動車等に注意するよう「声かけ」を行う。
- 地域のイベント、子供や高齢者が集まる行事等を利用して、交通安全意識の高揚を図る。

【職場では】

- 朝礼等を通じて子供や高齢者の行動特性を理解させ、危険行動を予測した安全運転について指導する。

運動重点② 自転車の安全利用の推進

【歩行者は】

- 夕暮れ時や夜間は、「車から見えにくい」ことを意識し、外出するときは明るく目立つ色の服や反射材等を着用する。
- 道路を横断するときは、左右の安全確認を徹底し、信号等の交通ルールを厳守する。

【自転車乗用者は】

- 自転車は、車両であると再認識する。
- 一時停止や信号、車道の左側通行など、交通ルールを厳守する。
- 夕暮れ時や夜間は、早めにライトを点灯し、反射材等も着用する。
- 日頃から自転車の点検・整備に努め、ブレーキや前照灯を備えていない自転車は、道路では乗らない。
- 事故に備えて自転車保険に加入する。
～自転車安全整備店で点検・整備を受け、自転車保険が附帯する「TSマーク」を貼付しましょう。～

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子供はヘルメットを着用

【家庭・学校では】

- 自転車事故の危険性や正しい通行方法などについて話し合い、交通ルールの遵守を徹底する。
- 13歳未満の子供を自転車に乗せるときは、乗車用ヘルメットを着用させる。
- 事故の賠償等に備えて、自転車保険への加入を推奨する。

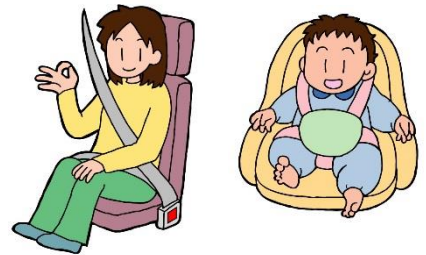
【自転車販売店では】

- 自転車購入者に、自転車の定期的な点検・整備や事故に備えた自転車保険加入の必要性について呼びかける。

運動重点③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

【運転者・同乗者は】

- 運転する場合や助手席・後部座席に乗車する場合は、シートベルトを正しく着用する。
- 運転者は、同乗者にシートベルトを着用させる。特に後部座席の着用を注意する。
- 幼児・児童を同乗させるときは、子供の発育に応じたチャイルドシートやジュニアシートを正しく使用する。



【家庭・地域では】

- 車で出かける家族に、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト及びチャイルドシートを着用するよう声をかける。
- 各種行事等の機会に、チラシやシートベルト衝撃体験装置等を活用し、子供と保護者が一緒に学ぶ「参加・体験型」の交通安全教室を開催して、着用の必要性和効果について啓発する。

【職場では】

- 業務中だけでなく、出勤・退社時にも全ての座席のシートベルトの着用を徹底するなど、職場ぐるみで使用の徹底を図る。

運動重点④ 飲酒運転の根絶

【運転者は】

- 飲酒運転の危険性や違法性を認識し、「飲酒運転を絶対にしない・させない」という強い意志を持つ。
- 酒類が出る会合等に出席する場合は、公共交通機関等の利用を徹底する。
- 二日酔いで運転すれば飲酒運転になることを強く認識し、飲酒の量や時間に配慮する。

【家庭・地域では】

- 飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重さ等について話し合い、「飲酒運転を絶対にしない・させない」ことを徹底する。
- あらゆる機会に「飲酒運転を絶対にしない・させない」ことを確認し、地域ぐるみで飲酒運転根絶の気運を高める。
- グループで飲酒する場合は、「ハンドルキーパー運動」を実践する。

【職場では】

- 朝礼等を通じて、飲酒運転の危険性や違法性について指導する。
- 「飲酒運転根絶宣言」を採択する等、職場ぐるみで飲酒運転根絶の気運を高める。

【飲食店では】

- 来店者には車で来たかどうかを確認し、運転者への酒類提供禁止の徹底とハンドルキーパー運動を促進する。



主唱 群馬県交通対策協議会

群馬県・群馬県警察・群馬県交通安全協会（事務局 群馬県県土整備部交通政策課）